

等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法第58条の3に基づく公表

平成29年4月1日現在

<行政職給料表>

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	1 主事又は技師の職務 2 教諭の職務 3 主事補又は技師補の職務	82	13.90	主事 主事補 教諭	42 27 13	82	13.90	係員級
2級	1 経験を必要とする主事又は技師の職務 2 経験を必要とする教諭の職務	136	23.05	主事 技師 教諭	125 3 8	136	23.05	
3級	1 係長の職務 2 副主任保育士又は副主任教諭の職務 3 知識と経験を必要とする教諭の職務 4 主幹の職務	161	27.29	係長 副主任教諭・保育士 主幹 教諭	103 17 34 7	161	27.29	
4級	1 課長補佐の職務 2 室長の職務 3 公の施設の長の職務 4 副館長の職務 5 局長補佐の職務 6 主査の職務 7 主任保育士又は主任教諭の職務	156	26.44	課長補佐 局長補佐 館長 園長 所長 場長 副館長 室長 主査 係長 付	66 2 3 4 8 3 2 2 63 2 1	156	26.44	課長補佐級
5級	1 課長の職務 2 事務局長の職務 3 副参事の職務 4 困難な業務を行う公の施設の長の職務	41	6.95	課長 局長 館長 副参事	35 2 2 2	41	6.95	課長級
6級	1 次長の職務 2 福祉事務所長の職務 3 政策監の職務 4 危機管理監の職務 5 特に困難な業務を行う公の施設の長の職務 6 参事の職務	4	0.68	政策監 危機管理監 福祉事務所長 次長	1 1 1 1	4	0.68	次長級
7級	1 部長の職務 2 総合支所長の職務 3 会計管理者の職務 4 議会事務局長の職務	10	1.69	部長 支所長 会計管理者 局長	7 1 1 1	10	1.69	部長級
	合計	590	100			590	100	

<就業規則給料表>

職務の級	職務の内容	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	(1) 自動車運転手の職務 (2) 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。)の職務 (3) 電話交換手の職務 (4) 調理員の職務 (5) 作業手の職務 (6) 用務手の職務	0	0					
2級	(1) 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 (2) 相当の技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (4) 相当に困難な業務を行う調理員の職務 (5) 相当に困難な業務を行う作業手の職務 (6) 相當に困難な業務を行う用務手の職務	0	0					
3級	(1) 相当に高度な技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 (2) 相当に高度な技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務 (3) 相当に高度な技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (4) 困難な業務を行う調理員の職務 (5) 困難な業務を行う作業手の職務 (6) 困難な業務を行う用務手の職務 (7) 高度な技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 (8) 高度な技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務 (9) 高度な技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (10) 特に困難な業務を行う調理員の職務 (11) 特に困難な業務を行う作業手の職務 (12) 特に困難な業務を行う用務手の職務	5	29	作業手 自動車運転手 用務手	2 1 2	5	29	技能労務
4級	(1) 数名の自動車運転手を直接指揮監督する職員の職務 (2) 数名の一般技能職員を直接指揮監督する職員の職務 (3) 数名の電話交換手を直接指揮監督する職員の職務 (4) 数名の調理員を直接指揮監督する職員の職務 (5) 数名の作業手を直接指揮監督する職員の職務 (6) 数名の用務手を直接指揮監督する職員の職務	12	71	タイピスト 作業手 自動車運転手	1 6 5	12	71	
5級	(1) 数名の自動車運転手を直接指揮監督し、車両管理を行う車庫長の職務 (2) 多数の調理員を直接指揮監督する調理主任の職務 (3) 数名の自動車運転手及び作業手を直接指揮監督する作業主任の職務	0	0					
	合計	17	100					100

<市費負担教職員給料表>

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	教諭の職務	10	1.00	教諭	10	10	100	教諭
	合計	10	100		10	10	100	